
第4章 計画の推進

1. 推進体制の整備・拡充

男女共同参画社会の実現に向けた施策は広範囲に渡り、急速に変化する社会情勢を見極め進めていく必要があります。町全体で本計画を推進していくため、関係課をはじめその他の団体等との横断的な連携を図りながら、行政内部における男女共同参画の機運づくりや各委員会等への女性委員の登用等、あらゆる場面において取り組みを図っていきます。

2. 国・県などとの連携

男女共同参画に係る各種施策の推進については、国や県、近隣市町との連携を強化し、より効果的な施策の推進に努めます。

3. 町民及び諸団体との連携

計画の推進には、家庭、学校、地域、団体、事業所などとの連携を強化し、町民のみなさんの協働による取り組みを進めていくことが求められます。

男女共同参画に関する意識が、住民一人ひとり、各事業所に浸透していくよう、本町の現状などに関する情報提供を充実し、意識の啓発に努めます。

4. 計画の進行管理

男女共同参画に関する取り組みや事業については、目標の実現に向けた取り組みをより実効性のあるものとするため、評価・検証作業を行います。その結果を次年度の施策の効果的な実施、新たな課題への対応のほか、次期計画の見直し等に反映していきます。